

狭行審発第7号

令和4年10月20日

審査請求人

田中 寿夫 様

狭山市行政不服審査会

会長 岡本 聡 治



審査請求に係る答申書の写しの送付について

令和3年10月21日に提出のあった「令和3年10月20日付け開発審査課による公文書部分開示決定処分（狭開発第16号）に対する審査請求」については、令和4年1月20日付けで審査庁（所管：狭山市総務部総務課）より諮問があり、当審査会において調査審議をいたしました。

令和4年10月20日付けで審査庁へ当審査会の答申書を交付いたしましたので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第79条の規定により、その写しを送付します。

記

1 送付文書

答申書（写し）

答申番号：令和4年度答申第1号

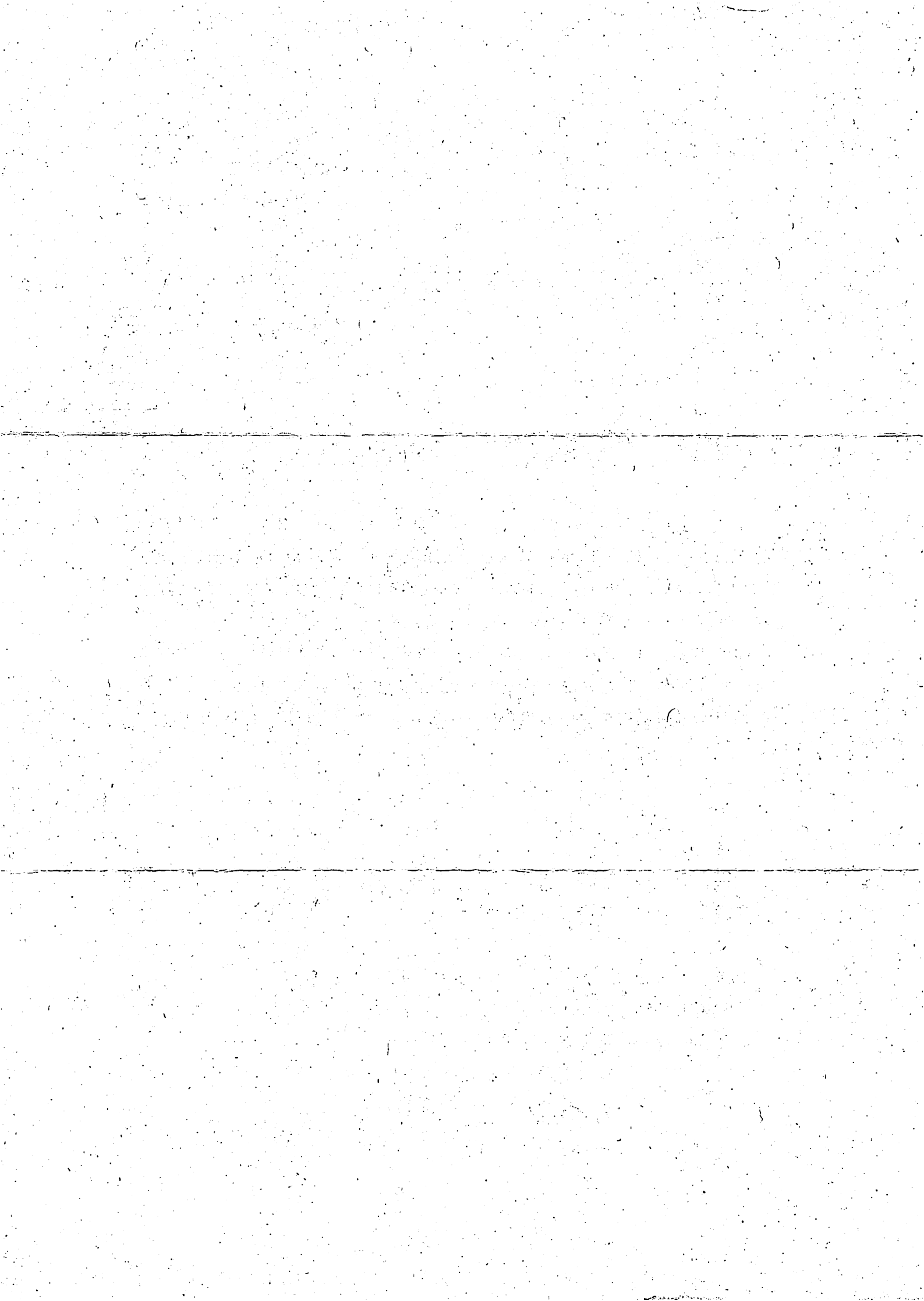
2 担当

狭山市行政不服審査会事務局

〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

狭山市役所総務部総務課法務担当

☎(04)2953-1111 内線 3533



諮問番号：令和3年度諮問第3号

答申番号：令和4年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人宛の令和3年10月20日付け公文書部分開示決定通知書（狭開発第16号）による決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、一部開示及び全部不開示とした部分については、理由付記に瑕疵があるため、これを取り消し、再度決定をすべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件処分について、狭山市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に該当するとして不開示とされた部分の大半は、処分庁である開発審査課その他の市の機関が保有し、文書が特定できれば有料で入手ができるものであり、開示ができる文書である。条例の本旨に基づき開示すべきである。
- (2) 開示された文書の31ページ相当が全面黒塗りであり、条例の趣旨に反する。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 条例第19条第1項の規定は、情報公開事務の手引き（以下「手引き」という。）（86ページ）において、「他の法令等において、特定の公文書の開示規定があり、その開示の方法が第17条の開示方法と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととするもの」と解釈されており、本件処分においては、管理課等で要綱等に基づく制度により、有償で写し等を取得することが可能である公文書については、不開示としたものである。
- (2) 条例第7条第6号の規定は、手引き（65ページ）において、「人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるとは、公にすることにより、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が明らかになり、これらのものが犯罪

の被害を受けるおそれがある場合や、違法、不当行為などの通報者、告発者等が特定され、これらのものに危害が加えられるおそれがある場合等をいう。」と解釈されており、本件処分においては、間取り等が公になることで犯罪の被害を受ける恐れがある公文書については、不開示としたものである。

- (3) 条例第7条第3号の規定は、手引き（57ページ）において、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と解釈されており、本件処分においては、印影が公になることで犯罪の被害を受ける恐れがある公文書については、部分不開示としたものである。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）の規定により著作権侵害のおそれがあると判断し、不開示としたものである。
- (5) 以上のことから、本件処分については、違法性や不当性のない事務処理である。

第3 調査審議の経過

当審査会の調査審議の経過は次のとおりである。

令和4年1月20日	審査庁から諮問書の受理
令和4年2月15日	第1回調査審議
令和4年4月26日	第2回調査審議
令和4年5月31日	第3回調査審議
令和4年6月28日	第4回調査審議
令和4年8月30日	第5回調査審議
令和4年10月11日	第6回調査審議

第4 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人の令和3年10月8日付開示請求に係る文書は、弁明書別紙9（開示及び不開示文書一覧表）のとおり、全体で101枚のものである。
これについて、本件処分は、うち50枚を全部開示、うち20枚を一部開示、うち31枚を全部不開示（全面を黒塗り）としている。係る本件処分の妥当性について、以下検討する。

2 理由付記について

- (1) 本件処分について、処分庁は、審査請求人に対し、令和3年10月20日付け公文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）を交付しているところ、本件通知書における「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄の記載は、以下のとおりである。

「(狭山市情報公開条例第7条2号、3号及び第19号に該当)

- ・個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの
- ・特定の個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

- (2) しかしながら、理由付記について定める、条例第14条第1項は、根拠規定とともにその適用の根拠も示すことを明確に求めている。この理由付記は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える機能を有するものである。係る機能に鑑みれば、理由付記においては、単に処分の根拠規定を示すだけでは足りず、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用し申請が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知し得る程度に、具体的に理由が記載されるべきである。

- (3) このことは、審査請求に係る文書のページ数が相当数に及ぶ場合であっても、差異はない。文書を開示しないこととする理由は、開示されない各文書について、それぞれ了知し得る必要がある。

特に、処分庁が開示の理由とする狭山市情報公開条例第7条第3号ア、同条第6号の規定は、いずれも抽象的であり、その適用には実質的な判断を伴うから、単に、通知書に同号に該当すると付記しただけでは、申請者において、処分庁がいかなる事実関係を認定して同号に該当すると判断したかを了知することは困難である。しかも、同条第6号に至っては、通知書における「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄に記載がなく、同号は、弁明書において初めて追加された理由である。

- (4) また、本件処分は、開示請求に係る文書のうち31枚について、表題部分を含め、全部不開示として全面を黒塗りしている。

しかしながら、開示請求に係る文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない(条例第8条第1項)。そして、本件において、不開示情報が文書の表題部分に記録されている文書はない。

本件のように、開示請求に係る文書が複数かつ相当数の文書から構成されるものである場合、文書の表題部分を開示する等の方法によって文書を特定しなければ、不開示に係る十分な理由付記は困難である。しかも、表題部分までが全部不開示とされた文書が複数かつ相当数に及ぶときには、いかなる文書がいかなる理由で不開示とされたのかを、複数の不開示理由の中から、的確に判断することは一層困難となる。(そうである以上、本件においては、開示請求に係る文書中の各文書につき、文書の表題部分については開示することが相当であった。これは、下記3の検討において不開示を相当とする場合においても、それは、文書の表題部分については開示すべきとする趣旨である。)

- (5) この点、各文書の不開示理由は、その後弁明書において一定程度明示されたものの、情報公開事務の手引きの引用を中心とした抽象的なものであり、具体性を欠く。弁明書において初めて、各文書と不開示理由の対応関係が示されたことは、理由付記制度の趣旨からすれば遅きに失するであろう。
- (6) なお、条例第14条第1項は、理由の提示の方法についても、書面で行わなければならないとする。本件弁明書において、開発審査課職員から審査請求人に対して、不開示理由についての説明があった旨の記載があるが、たとえそこでより詳細な説明がなされていたとしても、それは同項に反し、不十分であると言わざるを得ない。

以上の理由により、本件通知書における理由付記は極めて不十分であるため、本件処分のうち、一部開示及び全部不開示とした部分には理由付記の要件を欠く手続的瑕疵が認められる。

3 各文書についての検討

上記2により、本件審査請求の裁決に関する意見としては足りることとなるが、念のため、開示請求に係る文書中の各文書について、補足的に意見を述べることにし、本件処分において、処分庁が不開示とした部分のうち開示とすべき部分については別表第1に、処分庁が開示とした部分のうち不開示とすべき部分については別表第2にそれぞれ掲げることとする。

- (1) 以下、開示請求に係る文書中の各文書について、処分庁が該当する旨主張する不開示理由ごとに検討する。なお、以下、開示請求に係る文書中の各文書について、特定の便宜のため、弁明書別紙9(開示及び不開示文書一覧表) ページ欄記載のページ番号を記載する。
- (2) 条例第7条第3号アに該当するとしたもの

ア 全部不開示とした文書

(ア) 申請建物（工場）の業態に係る調書（34ページ）

同文書は、用途変更後の工場が建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）に定める準工業地域による用途制限を受けない工場である旨を記載した調書である。

同文書は建物の用途を抽象的に記載したものにすぎず、これを開示することによって、競争上の地位、財産権その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえない。

もともと、同文書のうち法人の代表者印の印影部分については、印影が公になることにより、印鑑の複製等によって法人の正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる。

したがって、同文書について、法人の代表者印の印影部分については条例第7条第3号アに該当するため不開示とすべきであるが、法人の代表者印の印影部分以外の部分については開示すべきである。

(イ) 定款の写し（94～101ページ）

定款は会社の組織、活動に関する基本的事項を定めた規定であるところ、会社法上、閲覧権者が株主及び債権者等に限定されており、公にすることを予定して作成されているものではない。これが公になることになれば、自主規範の自由な制定が制限されるなど、会社の活動が阻害され、法人の正当な利益が害される。

もともと、定款の写しのうち101ページは、定款の写しに相違ない旨を述べる部分であり、公になることによって法人の正当な利益が害されるとはいえない。

したがって、定款の写しについて、条例第7条第3号アに該当するため不開示とした処分は妥当であるが、定款の写しに相違ない旨を記載した部分（101ページ）は開示すべきである。

イ 一部開示とした文書（予定建築物等以外の建築等許可申請書（18ページ）、委任状（19ページ）、申請理由書（22ページ）、添付書類の表紙（23、81ページ）、仕様書（24、25、82、83ページ）、配置図・案内図（26、84ページ）、面積表（27、85ページ）、仕上表（28、86ページ）、立面図（32、90ページ）、土地権利者の同意書（59ページ）、給排水設備配置図（79ページ）及び浸透樹詳細図（80ページ））

(ア) これらの文書について、処分庁は、法人の代表者印の印影部分及び受任者の印影部分を、いずれも不開示としている。

上記ア（ア）で述べたとおり、法人の代表者印の印影部分について

は、印影が公になることにより、印鑑の複製等によって法人の正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる。したがって、条例第7条第3号アに該当するため、法人の代表者印の印影部分を不開示とした処分は妥当である。

(イ) 一方、受任者は、自然人であるが、事業を営む個人であると認められるとはいえない。したがって、受任者の印影部分について、条例第7条第3号アに該当するとはいえない。

もともと、受任者の印影は、個人に関する情報であって、公にすることにより、複製の危険が生じ、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第7条第2号所定の個人に関する情報に該当するとして不開示とすべきである。

なお、本件処分においては受任者の氏名が開示されているが、受任者が事業を営む個人であると認められるとはいえない。そして、受任者の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものである。したがって、受任者の氏名についても、条例第7条第2号所定の個人に関する情報に該当するとして、不開示とすべきである。

(3) 条例第7条第6号に該当するとしたもの(平面図(29~31、87~89ページ)及び断面図(33、91ページ)、いずれも全部不開示)

ア 本件処分は、平面図(29~31、87~89ページ)及び断面図(33、91ページ)をいずれも全部不開示としている。

これらの文書には、建物の開閉部や昇降部などの内部構造が相当程度具体的に記載されているため、防犯の観点から、公にすることにより財産等の保護に支障が生ずると認められる。したがって、条例第7条第6号に該当するため、これらの文書のうち図面部分について、不開示とした処分は妥当である。

また、図面部分に記載されている個人の氏名及び印影は、上記(2)イ(イ)と同様、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当し、不開示とすべきものである。

イ 他方、これらの文書のうち、図面部分以外の部分については、公にすることにより財産等の保護に支障が生ずるとも、個人に関する情報とも認められない。

したがって、これらの文書のうち図面部分以外の部分については、開示すべきである。

(4) 条例第19条第1項に該当するとしたもの(いずれも全部不開示)

ア 公共用地境界確定図(15、16ページ)

これらの文書は、測量成果として、狭山市事務手数料条例(昭和51

年条例第1号。以下同じ。)別表14の項により、手数料を納付して写しの交付を受けることができるものである。

したがって、条例第19条第1項に該当するため、これらの文書について不開示とした処分は妥当である。

イ 確定測量図(57ページ)

この文書は、建築等許可の申請者から提出されたものであり、市が発行する文書ではない。このため、条例第19条第1項に該当する文書とはいえない。

もっとも、申請代理人の氏名及び印影部分は条例第7条第2号の個人に関する情報に該当し、土地家屋調査士の印影部分は、上記(2)ア(ア)と同様、条例第7条第3号アに該当する。

したがって、確定測量図(57ページ)については、申請代理人の氏名及び印影部分並びに土地家屋調査士の印影部分是不開示とすべきであり、その余の部分は開示すべきである。

ウ 開発登録簿(60ページ)及び土地利用計画図(61、78ページ)

これらの文書は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第47条第5項の規定に基づく開発登録簿として、狭山市事務手数料条例別表52の項により、手数料を納付して写しの交付を受けることができるものである。

したがって、条例第19条第1項に該当するため、これらの文書について不開示とした処分は妥当である。

エ 確認通知書(62、63ページ)

これらの文書について、処分庁は、狭山市建築基準法等関係事務手数料条例(平成18年条例第15号)別表第2の43項によって建築台帳の記載事項証明書の交付を受けることができるため、条例第19条第1項に該当するとするようである。

しかしながら、同内容の情報が記載された文書の交付を受けることができるとしても、開示請求に係る文書の開示を受けることができることにはならないのであるから、条例第19条第1項に該当するということとはできない。

したがって、これらの文書については、開示すべきであって、不開示とした処分は妥当でない。

オ 確認申請書(64～68ページ)

これらの文書(処分庁は確認通知書の一部としているが、申請者が市に提出した確認申請書である。)は、条例第17条に規定する方法と同一の方法により開示することとされているものではなく、条例第19

条第1項に該当する文書ではない。

もともと、法人の代表者印及び設計者の各印影部分は、上記(2)ア(ア)と同様、条例第7条第3号アに該当する。

したがって、これらの文書のうち、法人の代表者印及び設計者の各印影部分は不開示とするべきであるが、同部分以外の部分については開示すべきである。

(5) 著作権法に抵触するおそれがあるとしたもの(案内図(21ページ)、全部不開示)

本件処分は、案内図(21ページ)を全部不開示としている。

上記案内図における住宅地図は、地図作成会社の著作物に当たる。しかしながら、条例により著作物を公衆に提供・提示する場合は、必要な限度で著作物を自由に利用できるとされているところである(著作権法第42条の2)。

そうである以上、上記案内図については、不開示とした処分は妥当でなく、開示すべきである。

別表第1

不開示とした部分のうち開示とすべき部分
案内図 (21ページ)
1階平面図、2階平面図、屋根平面図、断面図 (29ページ~31ページ、33ページ、87ページ~89ページ、91ページ)のうち、図面並びに個人の氏名及び印影を除く部分
申請建物(工場)の業態に係る調書(34ページ)のうち、法人の代表者印の印影を除く部分
確定測量図(57ページ)のうち、申請代理人の氏名及び印影並びに土地家屋調査士の印影を除く部分
確認通知書(62ページ、63ページ)
確認申請書(64ページ~68ページ)のうち、法人の代表者印及び設計者の印影を除く部分
定款の原本証明に係る部分(101ページ)
15ページ、16ページ、60ページ、61ページ、78ページ、94ページのうち、文書名が記載されている部分

別表第2

開示とした部分のうち不開示とすべき部分
建築等許可申請書に係る委任状(19ページ)、添付書類の表紙(23ページ、81ページ)、仕様書(24ページ、25ページ、82ページ、83ページ)、配置図・案内図(26ページ、84ページ)、面積表(27ページ、85ページ)、仕上表(28ページ、86ページ)、立面図(32ページ、90ページ)、排水設備構造図(79ページ)、浸透枳詳細図(80ページ)のうち、受任者個人の氏名の部分

令和4年10月20日

狭山市長
小谷野 剛 様

狭山市行政不服審査会
会 長 岡 本 聡

